

第 1 1 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 11番 黒木 民徳 委員 12番 藤田 博文 委員

開催時間 開会 PM 15:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ただ今から、平成 30 年第 11 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は全員出席であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、平成 30 年第 11 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11 番黒木民徳委員、12 番藤田博文委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 11 月 30 日提出。美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ペー</p>

ジが対象農用地の位置図になります。受付番号 105 番から 107 番までの 3 件となります。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 105 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 87 歳の方。譲渡人が、日向市の 64 歳の方です。申請地は、西郷田代字内ノ元、田 3 筆と畑 1 筆、合計 4 筆の 2,195.49 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転になります。利用計画は、田は水稻、畑は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 9,988 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名になります。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。申請人は本家と分家の間柄です。申請地の売買については相当昔に話が済んでいたんですが、名義を変更しておらず、譲受人が元気なうちに農業委員会にかけて許可を受けたほうが良いということで、今回の申請となりました。今までの管理も譲受人がしており、何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 105 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

いいですか。

議長

どうぞ。

中田委員

4 番、中田です。譲受人は 87 歳と高齢ですが、健康状態はいいのでしょうか。

中野委員

2 番、中野です。87 歳と高齢ですが娘と 2 人暮らしであります。問題ないと思います。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 105 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 106 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 106 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 60 歳の方。譲渡人が、日向市の 63 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字今別府、畑 1 筆、194 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 23,381 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名であります。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は家の近くの農地を借り入れて作付けを行っていて、今からは椎茸も忙しい時期になります。U ターンで帰ってきて親の跡を継いで 10 年ぐらいです。譲渡人は日向在住で、実家を譲受人に貸しています。譲渡人が所有する農地はこれ 1 筆で、実家に隣接しており、管理するためだけに帰ってこれないため購入を持ちかけたようです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 106 番について質疑のある方の挙手をお願いします。

<なし>

無いようですの採決に移ります。受付番号 106 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 107 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 107 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 66 歳の方。譲渡人は、愛知県の 54 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字田谷、畑 1 筆、311 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 11,620 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	<p>1 番、菊池です。譲受人は、水稻・ほおずき・シキミと幅広く耕作しており、また農作業受託のオペレーターもしております。譲渡人は県外に住んでおりますが実家が近所であり、また申請地は、譲受人の畑と隣接しており面積も小さいことから無償で贈与するという事になったそうです。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 107 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 107 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 31 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>10 ページをお開きください。議案第 31 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。平成 30 年 11 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。11 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 108 番と 109 番の 2 件になります。詳細については担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>12 ページをお開きください。受付番号は 108 番になります。受付月日は平成 30 年 11 月 16 日です。申請人は、美郷町北郷宇納間の 83 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字清川、畑 2 筆、現況地目は原野、2,842 m²になります。所有者は申請人と同じです。調査月日は平成 30 年 11 月 16 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。13 ページが地籍集成図、14 ページが現況写真になります。別紙で航空写真を配っております。こちらのほうが見やすいと思いますのでご確認をお願いします。</p>
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤本委員	10 番、藤本です。航空写真を見ていただくとわかりますが、集落から車で 5 分

ほど登ったところにある、耕作しても獣害にあうような畑ばかりの土地であります。周りも原野状態であるため問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、審議に入ります。受付番号 108 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 108 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 109 番の説明をお願いします。

事務局員

15 ページをお開きください。受付番号は 109 番になります。受付月日は平成 30 年 11 月 16 日。申請人は、美郷町北郷宇納間の 90 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字清川、畑 4 筆、現況地目は原野、4,387 m²になります。所有者は申請人と同じです。調査月日は平成 30 年 11 月 16 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。16 ページが地籍集成図、17 ページが現況写真になります。申請人は、この案件申請後に亡くなりました。許可については相続人に通知することになります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。先程の案件と同じ場所になります。現地確認に行くと、昼間から猪の子が走り回っているようなところで、何を作付しても元は取れない土地だと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、審議に入ります。受付番号 109 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 109 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 11 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。19 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 110 番の 1 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 110 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の全長寺。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 90 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原、畑 5 筆、691 m²になります。申請理由は、納骨堂の建設のため。転用後の用途は、宅地となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、着手が許可後。完了が、許可から 4 ヶ月以内となっております。21 ページが地籍集成図、22 ページが公図、23・24 ページが立面図・平面図、25 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。申請地は寺と隣接しており、また周辺も宅地と道路のため転用しても問題ないと思われます。位牌堂は本堂の後ろにあるんですが、納骨堂は今まで無く、これから先供養も増えるのではないかということで建設することになったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので、審議に入ります。受付番号 110 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 110 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

26 ページをお開きください。議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の

規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 30 年 11 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。27 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 111 番の 1 件になります。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

28 ページをお開きください。受付番号は 111 番になります。農用地利用集積計画の所有権移転関係について説明いたします。所有権の移転を受ける者が、美郷町西郷山三ケの 48 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町西郷田代の 64 歳の方です。所有権を移転する土地は、西郷山三ケ字岩屋谷、畑 1 筆、666 m²になります。所有権の種類は、売買による所有権移転。利用計画はきゅうりとなっております。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。移転を受ける者の経営状況は、自作地のみ 7,761 m²。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。29 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

竹田委員

14 番、竹田です。所有権の移転を受ける者は、U ターンで帰ってきて父親のミニトマト栽培を手伝っておりました。今年から新しくきゅうりを始めて、規模拡大をしたいということで申請地を購入することになりました。所有権を移転するものは、役場を退職し田代地区に家を構えたため、地元に戻る気はないということで売買の話がまとまったようです。何の問題も無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので、審議に入ります。受付番号 111 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 111 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 10 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。報告第 10 号、農地の賃貸借合意解約書について。

農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 30 年 11 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

資料は 31 ページからになります。賃貸人が日向市の方。賃借人が北郷宇納間の方になります。土地の所在等は、北郷宇納間字柵木、田 7 筆になります。農地法第 3 条で賃貸借契約がなされておりましたが、平成 30 年 11 月 1 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 11 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 黒木 民徳

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

